ニ　大規模損壊

(1)　大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。

(2)　炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。

(3)　原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関すること。

(4)　使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。

(5)　放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。

二　設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊の発生時における発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練を定期に（重大事故等又は大規模損壊の発生時における措置に関する教育及び訓練にあっては、それぞれ毎年一回以上定期に）実施すること。

三　設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊の発生時における発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、化学消防自動車、泡消火薬剤、消火ホース、照明器具、無線機器、フィルターその他の資機材を備え付けること。

四　前三号に掲げるもののほか、設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊の発生時における発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。

第八十四条から**第八十六条**まで　削除

（内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備）

第八十四条　法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設内における溢水（以下「内部溢水」という。）が発生した場合における発電用原子炉施設の保全のための体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。

二　内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。

三　内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練に関する措置を講ずること。

四　内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な照明器具、無線機器その他の資機材を備え付けること。

五　前各号に掲げるもののほか、内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。

六　前各号の措置について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講ずること。

（火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備）

第八十四条の二　法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において、火山現象による影響が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「火山影響等発生時」という。）における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。

二　火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。